



Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

監査事務所検査結果事例集 ～検査官の視点～

公認会計士・監査審査会

主任公認会計士監査検査官 石井勝也

アジェンダ

1. 審査会検査の概要
2. 監査事務所検査結果事例集について
3. 指摘事例の概要
 - ・根本原因の究明、品質管理
 - ・個別監査業務
 - (1) リスク評価及び評価したリスクへの対応
 - (2) 監査証拠
 - (3) 会計上の見積りの監査
 - (4) 財務諸表監査における不正
4. 検査官として

審査会検査の概要

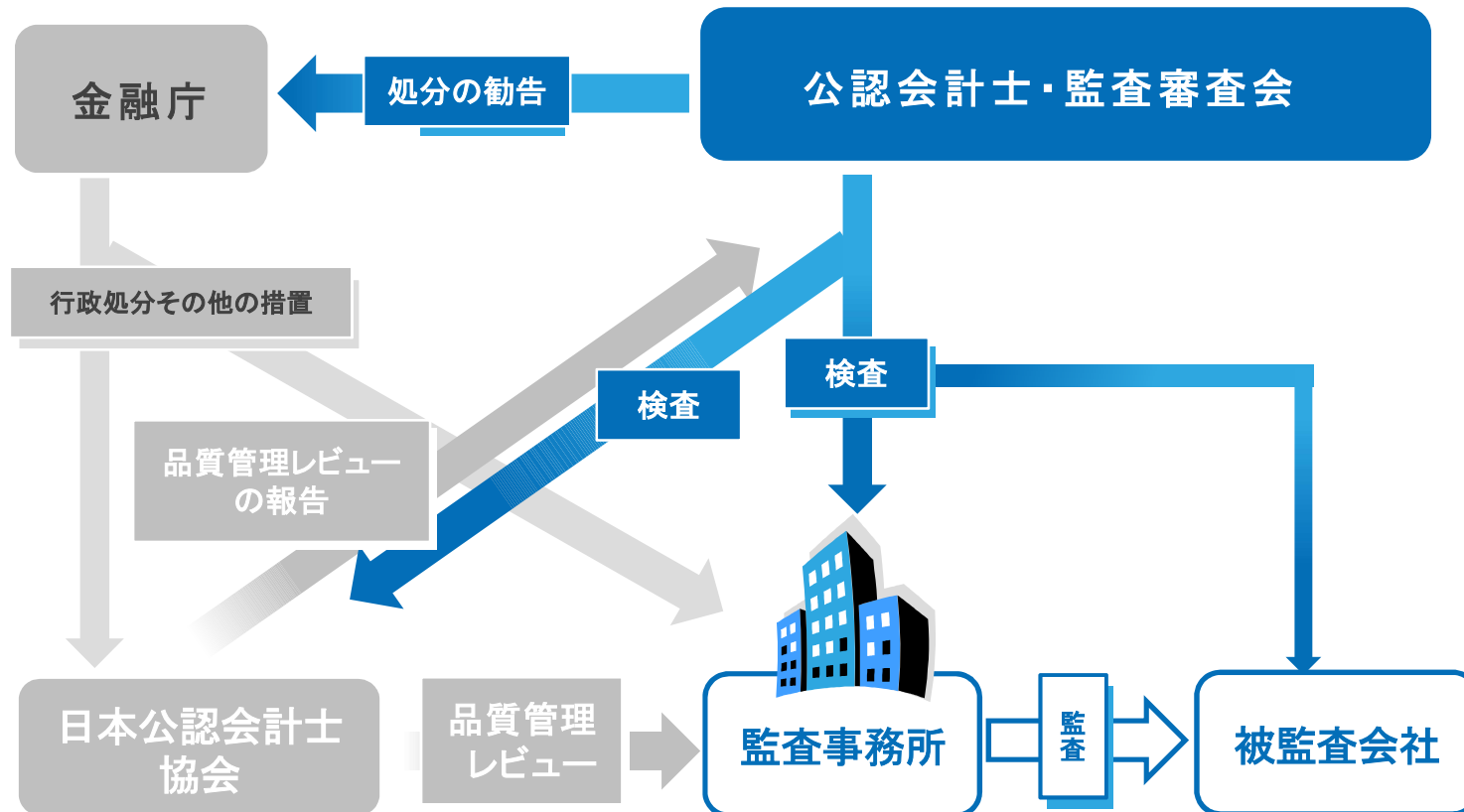
審査会検査の概要

検査対象先

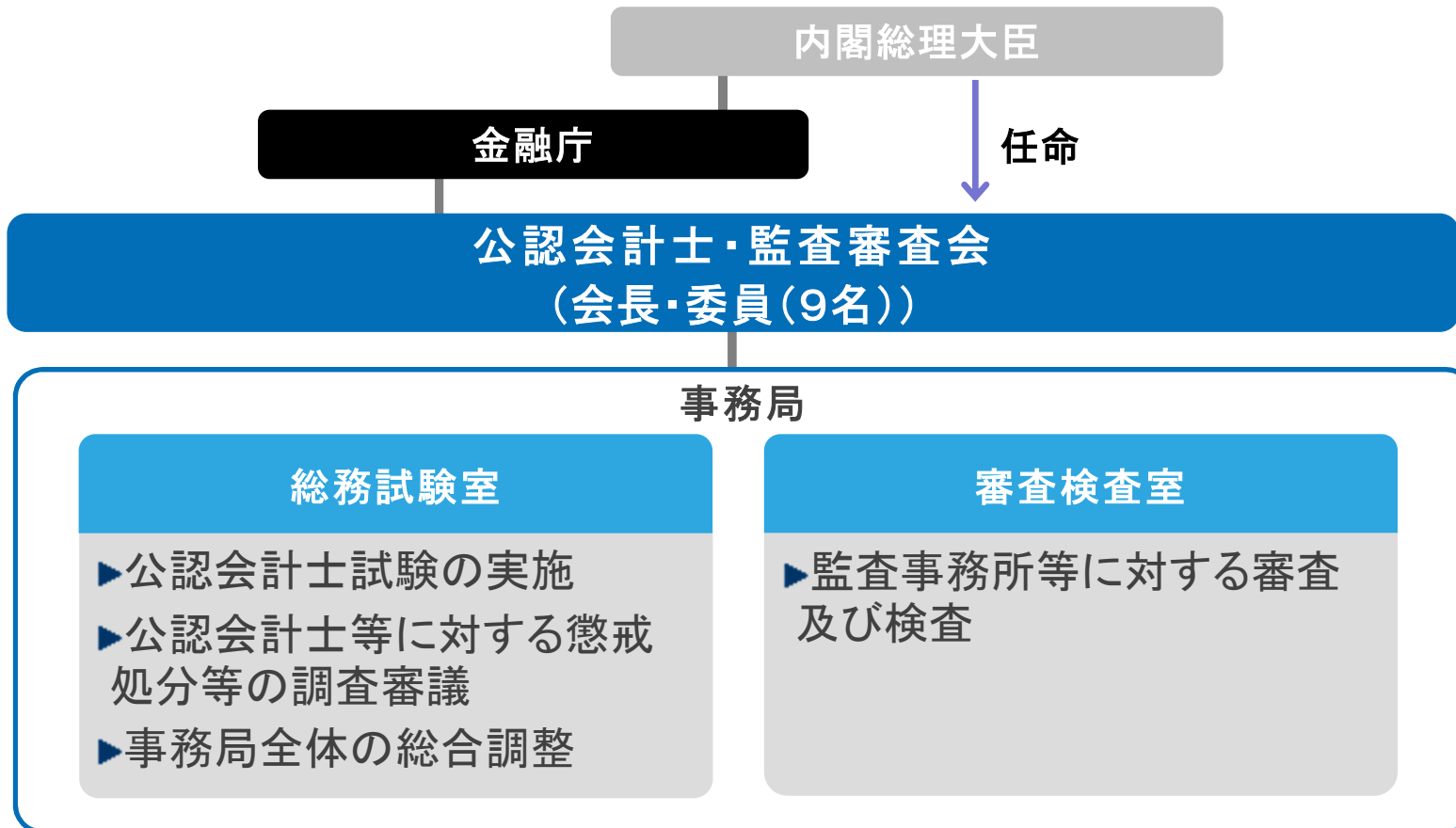
審査会の検査対象先及び法令上の根拠は以下のとおり

- (1) 協会（公認会計士法第46条の12 第1項）
- (2) 監査事務所（同法第49条の3第2項）
- (3) 監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関係のある場所
（同法第49条の3第2項）

審査会検査の概要



審査会検査の概要



審査会検査の概要

検査

審査会は、公益又は投資者保護のため必要かつ適切と認めるときは、監査事務所及びその業務に関係のある場所（被監査会社等）に対して検査を行う。

また、協会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査を行う。

勧告

審査会は、検査の結果、必要があると認める場合には、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

審査会検査の概要

検査結果

公益又は投資者保護に資するため、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案は、勧告後、原則として公表

検査実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
検査先	15事務所	9事務所	12事務所
勧告の状況	5事務所	4事務所	2事務所

審査会検査の概要

平成28事務年度に関係する主な動き

- ・監査法人の組織的な運営に関する原則
（監査法人のガバナンス・コード）
- ・フォローアップ検査の実施
（2事務所）
- ・検査通知書における総合評価の記載
（5段階評価）
- ・平成29事務年度監査事務所等モニタリング基本計画
（平成29年7月26日）

審査会検査の概要

監査役会等に対する適切な情報伝達

公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上（平成28年3月24日）

- ・監査役会等が会計監査人を選任するにあたり、検査結果を有効に利用できるように検査結果通知の記述の仕方やその他情報提供について一層工夫する必要性について言及

→監査の品質の見える化として検査結果通知の記述方法について、監査役会等にとって有効に活用できるよう、指摘内容の明瞭性、比較可能性の向上等を図る観点から、検査結果通知書において総合評価の記載を行うこととした。

審査会検査の概要

改訂版「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針(平成29年10月13日)」

評価項目1-2

会計監査人から、日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果を聴取した結果、問題はないか。

(脚注11)

→公認会計士・監査審査会では、平成28事務年度(平成28年7月～平成29年6月)に着手した検査から、監査法人が検査結果の内容を監査役等に書面で伝達する場合、検査結果通知書の「特に留意すべき事項」の記載内容をそのまま伝達するよう、監査法人に要請している。「特に留意すべき事項」には、監査法人の業務運営に関する総合評価(5段階に区分)並びに業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の概要を記載するほか、検査対象監査法人が不備の根本的な原因を究明し本質的な対応を行うために参考となる、検査を通じて審査会が把握した事項についても記載を行っている。

審査会検査の概要

検査結果通知書の構成

1. 特に留意すべき事項
2. 検査の視点
3. 品質管理態勢における不備
4. 個別監査業務における不備

審査会検査の概要

特に留意すべき事項の記載例

1. 総合評価
→ 5段階評価
2. 業務管理態勢
→ ガバナンスや業務運営上の問題を記載
3. 品質管理態勢
→ 品質管理のシステムに関する不備事項等を記載
4. 個別監査業務
→ 監査業務上の不備事項等を記載

審査会検査の概要

総合評価の区分

1. 「概ね妥当である」
2. 「妥当でない点がある」
3. 「妥当でないもの」
4. 「妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要」
5. 「著しく不当なもの」 → 勧告

平成28事務年度に着手した検査では、上記の3. 4. 5. の評価がそれぞれ1件となっている。それ以外はすべて2. の評価となっている。

審査会検査の概要

検査結果の監査役等への伝達

(従前)

開示に用いる書面は、各監査事務所が独自に作成

(平成28年事務年度以降)

検査結果通知書の「特に留意すべき事項」の内容を、そのまま
監査事務所から監査役等へ伝達されるよう、検査先の監査事務
所に要請

審査会検査の概要

平成29事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

1. 監査事務所の規模や特性に応じた実効的なガバナンス確立

- ・監査法人のガバナンス・コードを採用している監査事務所については、当該コードを踏まえ構築・強化した態勢が実効的なものとなっているかなどの観点から検証（形式だけでなく、実質的に機能しているか）
- ・大手、準大手に対しては、ガバナンス等経営管理態勢、業務管理態勢に一層重点を置いた検証
- ・中小事務所に対しては、不備が事務所の体制やビジネスモデル等に起因するものか、根本原因を踏まえた実効性ある改善に取り組んでいるか検証

審査会検査の概要

平成29事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

2. 上場被監査会社の監査人変更

- ・大手監査法人について、監査契約の新規受嘱手続、特に大手上場会社に係る手続の検証
- ・特に中小事務所において、高リスク会社の受嘱におけるリスク評価の適切性や監査実施態勢の検証

3. 最近の不正会計事案等への対応

- ・基準への準拠性だけでなく、適切なリスク評価・職業的懐疑心の発揮等の実質的な品質管理の確保・向上
- ・不正リスクへの対応状況
- ・海外子会社を含むグループ監査

監査事務所検査結果事例集に ついて

監査事務所検査結果事例集について

概要

- 平成20年2月に公表して以来、毎年改訂。本年度は平成29年7月に公表
- 審査会としての監査の期待水準を提示するとともに、上場会社等の取締役・監査役や一般投資家等の市場参加者に対する参考情報の提示を目的
- 今回からモニタリングレポートを事例集から独立させて公表

監査事務所検査結果事例集について

取締役、監査役、投資家等の皆様へ

- コーポレートガバナンス・コード及び会計不正に関する言及
- 監査役等においては、適切に会計監査人を評価・選定するとともに、十分な監査時間の確保や、会計監査人との連携など、適切な会計監査の確保のために検査結果事例集の活用を期待
- 平成29年度モニタリングレポートの紹介

監査事務所検査結果事例集について

今年版の特徴

- 事例の約3割を新しい事例に入れ替え
- 不正手続の指摘事例や留意点を充実
- 指摘事例だけでなく評価できる事例も記載
- 事務所のガバナンスと不備の根本原因の関係を記載

監査事務所検査結果事例集について

監査事務所に求められる対応（監査事務所に対する期待）

- 実質的な対応 ⇒ 形式的に基準に準拠するだけでなく、適切な職業的懐疑心を発揮し、常に事業上のリスクを注視して監査リスクを評価しているかなど、実質的な品質の確保・保持が重要である。
- 組織的な対応 ⇒ 品質管理は、トップや品管責任者だけでなく、社員全員が取り組むべき問題であることを認識する必要がある。

監査事務所検査結果事例集について

監査事務所に求められる対応（監査事務所に対する期待）

- 適切な監査調書が作成されていない場合、単に文書化の問題ではなく、必要な監査手続が実施されていると認められない場合がほとんどであり、その背景には審査、教育・訓練等の品質管理のシステムに係る問題がある。
- 事務所の規模によって品質管理上の問題点が異なることに留意する。(P.3)

指摘事例の概要

I . 根本原因の究明

II . 品質管理

根本原因の究明（原因分析の必要性）

根本原因の究明の必要性

- 根本原因の究明を行い、本質的な改善につなげることが目的
- 監査事務所自らが、問題点を理解して改善を行うことが必要
- 根本原因を同じくする未発見の不備が存在する可能性

例えば、個別の不備事項に対応して安易にチェックリストの項目を追加するなどの形式的な改善策をとると、監査実施者にとっては実効性のない対応作業がいたずらに増え、かえって効果的・効率的な監査業務の妨げとなる場合も少なくない。

根本原因の究明（原因分析の必要性）

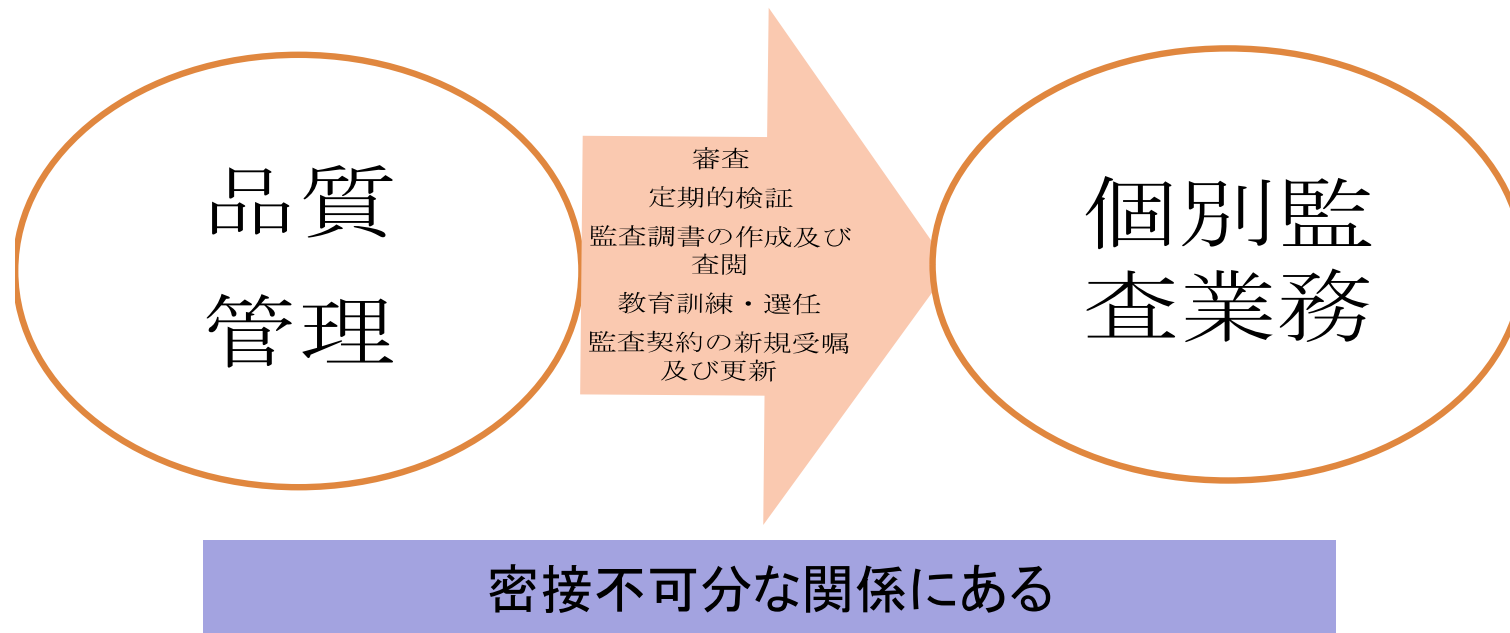
根本原因とガバナンス等経営管理態勢、業務管理態勢

- 不備の根本原因として挙げられている問題点は、トップの方針、本部における監査現場のモニタリング態勢、法人の品質管理の風土など、監査事務所のガバナンス等経営管理態勢、業務管理態勢に係るものであることが多い。
- 問題点がガバナンス等に起因する事例(P.10)
 - 問題点が監査事務所の人事評価や風土に起因(事例1)
 - 問題点が監査事務所の組織構造に起因(事例2)
 - 問題点が最高経営責任者の方針や行動に起因(事例3)

品質管理業務

組織的監査の実施

- 品質管理システムを整備し運用する目的は、組織としての監査業務の品質を合理的に担保するもの
- 品質管理システムの整備が形式的になっていないか



品質管理業務

大手監査法人

- 品質管理体制に関する不備は近年減少している
- しかし、個別監査業務における不備については一定数以上検出されている

⇒ 品質管理業務の運用面に対してなんらかの問題があるのではないか

- 改善案を組織全体に浸透させるための、トップや本部の取組になんらかの問題があるのではないか
- 本部は、部門や監査チームなど監査現場の実態把握を十分に行っていないのではないか
- 監査現場は、本部の指導やマニュアル等に依存し、監査の品質向上に向けて主体的に動いていないのではないか

品質管理業務

中小監査事務所(準大手監査法人含む)

- 品質管理のシステムの整備・運用の両面にわたって、引き続き広範な領域で不備が検出されている
- 個人の能力に依拠した運営がなされている場合、所属するメンバーの意識・能力水準に監査業務の品質管理の水準が影響してしまう
 - 最高経営責任者自体の認識や知識に問題のあるケースもある
- 準大手監査法人について、合併などによる規模の拡大に品質管理体制が追いついていないケースがある

品質管理業務

品質管理業務に関する主な指摘(中小監査事務所)

- 独立性の確認が徹底されていない
- 実効的な教育訓練が行われておらず、監査実施者の監査の基準の理解が不十分となっている
- 監査調書の査閲、審査、定期的な検証に係る不備は減少せず
 - ⇒個別監査業務の品質改善に直接寄与する品質管理システムの運用が形式的になりがち
 - ⇒会計処理の適切性を確認するだけで、監査証拠の適切性・十分性を確認していない事例がみられる
- 非常勤者の管理(教育訓練、人事評価)に留意する必要あり

監査役等との連携

会計監査人と監査役等との連携

- JICPAの特別レビューの結果を監査役等へ伝達していない事例
- 改定監査委員会報告260「監査役等とのコミュニケーション」に留意する旨の記載

個別監查業務

リスク評価及び評価したリスクへの対応 (リスク・アプローチ)

不備事例の概要

- 以下の3つのステップにおいて、適切な対応をしているか

①**リスク評価**（重要な虚偽表示リスクの識別に当たって、必要な情報を入手し、適切に検討しているか）

⇒職業的懐疑心が重要

②**監査手続の立案**（監査リスク、証拠力を考慮した上で、監査手続の実施時期、範囲、深度が定められているか）

⇒リスク・アプローチによる監査の基準の理解が重要

③**入手した監査証拠の評価**（十分かつ適切な監査証拠を入手したかどうか評価しているか）

⇒上位者による調書の査閲が重要

リスク評価及び評価したリスクへの対応 (リスク・アプローチ)

不備事例(リスク評価)

- 被監査会社は、連結子会社から、当該子会社が発電事業を行うための発電所建設工事を受注している。当該取引は、被監査会社の個別財務諸表上、**売上高と原価が同額で計上されている**(PL売上高の50%以上を占めている)。しかしながら、監査チームは、当該売上高について、純額ではなく、総額により計上することの妥当性を検討していない。
- また、当該取引に基づく売上高は、関連当事者注記の対象となっており、取引条件については「**市場実勢を勘案して**価格交渉の上で決定しております」と記載されているが、監査チームは、当該記載内容の妥当性を検討していない。(P.72)
 - 職業的懐疑心
 - 通例でない取引に対しては、最終的にそれが妥当であったとしても、検討過程を残すことが必要

リスク評価及び評価したリスクへの対応 (リスク・アプローチ)

不備事例(監査計画の立案)

- 監査チームは、収益認識に関して、具体的にどのような手口で不正が行われるかについて不正リスクシナリオを想定している。具体的には、**会社関係者を通して売上代金を入金させ、翌期に返金及び売上高の戻しを行い、架空の売上高を計上するなどのシナリオを想定している。**
- しかしながら、監査チームは、**会社関係者との取引に焦点を絞って**詳細テストを実施するなどの不正リスクに直接的に対応する実証手続を十分に立案し実施していない。

監査証拠(概要)

不備事例の概要⇒過年度から指摘されている不備事例が本年度においても多く見られる

(ex 昨年までの主な指摘事項)

- ✓ 実施した監査手続や入手した監査証拠が、評価したリスクに適合していない
- ✓ 特別な検討を必要とするリスクを識別しながら、通常の監査手続で終了
- ✓ 他の監査証拠との矛盾や異常点を識別しているが、追加的な監査手続を実施していない
- ✓ 分析的実証手続の要件を満たしていない(前期比較、月次推移で終わっている)
- ✓ 母集団全体の結論を得るための適切なサンプルを抽出していない
- ✓ 被監査会社が作成した情報の利用に際し、正確性及び網羅性を評価していない

監査証拠(概要)

- 当事務年度においては、十分かつ適切な監査証拠のほか、経営者の利用する専門家の業務、企業が作成した資料の正確性・網羅性、分析の実証手続及び監査サンプリングなどにおいて不備を検出している
- 確認手続に係る不備も複数みられる(回答の信頼性、代替手続等)
- 分析の実証手続については、大手・中小ともに不備を検出している
- 監査サンプリングについて、特に中小を中心にサンプリング数の根拠について説明できないケースがある

監査証拠(事例)

(十分かつ適切な監査証拠)

- 期中に内部統制の変更があった場合に、変更後の内部統制の検証のみ実施し、変更前の内部統制を検証していない。
- 売上の実証手続として、売掛金の期末残高の検証をしているが、売上高全体をカバーする実証手続を実施していない。
- 被監査会社から入手した売上データをもとにサンプル抽出しているが、当該売上データが財務諸表の売上と一致しているか確かめていない。

(経営者の利用する専門家の業務)

- 監査チームは、固定資産の減損損失の妥当性を検討する際に、被監査会社が不動産鑑定士より入手した鑑定評価額を利用している。しかしながら、監査チームは、当該不動産鑑定士の適性や能力及び客観性について検討していない。
- また、一部については過年度に入手した鑑定評価書を利用しているが、基礎データ(賃料や割引率)が当期においても適切であるか評価していない。

監査証拠(事例)

(企業が作成した資料の正確性・網羅性)

- 監査チームは、棚卸資産の評価の検討において、被監査会社から滞留製品のリストを入手し、当該リストに記載の製品について、財務諸表に評価損が計上されていることを確かめている。しかしながら、当該リストについて、評価損を計上すべき製品が正確かつ漏れなく記載されているかを検討していない。

(確認)

- 未回収の確認先について、被監査会社を介して催促を行い、その後、被監査会社を経由して残高確認書を回収している。このように、残高確認書を監査チームが直接回収していないにもかかわらず、回答の信頼性に係る追加の監査手続の要否を検討していない。
- 確認依頼先の勘定残高金額の記載がない回答を入手しているが、再発送又は代替手続等の必要な監査手続を実施していない。

監査証拠(事例)

(分析の実証手続)

推定値算定における仮定の適切性

- 監査チームは、リベート(売上値引)に対する分析の実証手続において、売上高に対するリベートの比率に前期と大きな変動はないという仮定を置いて、推定値を算出している。しかしながら、取引先毎にリベート契約が異なり、取引先毎の売上高も每期変動するにもかかわらず、取引先ごとのリベート契約改訂状況等を確認するなど、上記の仮定の適切性について、具体的な裏付けを取った上で検討していない。

分析結果の調査

- 監査チームは、人件費の分析の実証手続において、製造原価に計上された金額と監査人の推定値について監査上許容できる差異の金額を超える差異を識別したが、当該差異の原因はスポット受注への対応のために販売・管理部門から製造部門へ社内応援を実施したことに起因すると推測しているのみで、社内応援が実際に行われたことを裏付ける資料等、差異に関する十分かつ適切な監査証拠を入手していない。

監査証拠(事例)

(監査サンプリング、特定項目抽出)

- 監査チームは、詳細テストのサンプル抽出に当たり、内部統制監査における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目(売上高や売掛金)については25件以上抽出する方針とし、それ以外については任意の件数についてサンプル抽出を行う方針としている。しかしながら、監査チームは、当該サンプル件数により、母集団全体について心証を得られるかを検討していない。
- 監査チームは、重要な取引種類として識別した受取配当金や販売費及び一般管理費等に関して、一定金額を超えるものについて実証手続を実施している。しかしながら、監査チームは、上記の実証手続における母集団の残余部分がいずれも手続実施上の重要性を超過しているにもかかわらず、追加の実証手続の要否を検討していない。

会計上の見積りの監査(概要)

引き続き多くの不備が検出されている。

(ex) 昨年までの指摘事項

- ✓ 経営者の仮定の合理性について十分に検討していない
- ✓ 事業計画の合理性の検討において、監査手続を質問のみで終了し、具体的な証拠により確かめていない
- ✓ 繰延税金資産の回収可能性の検討における会社区分について検討していない

会計上の見積りの監査(概要)

- 当事務年度においては、主に経営者の仮定の合理性、繰延税金資産の回収可能性、見積りに利用するデータの信頼性などの項目において不備を検出している。
- 特に、棚卸資産の評価や引当金の計上について、被監査会社が設定したルールに準拠して見積もられていることは確認しているものの、**そもそもの評価ルールや引当ルールが被監査会社の実態に照らして妥当であるか**を検討していない事例が散見されている。

会計上の見積りの監査(事例)

(経営者の仮定の合理性)

- 貸倒引当金の計上マニュアルにおける引当率等の数値がマニュアル制定以降一度も変更されていない中で、当該数値が当年度も有効であるか検討していない。
- 滞留製品の評価基準(3年にわたり3分の1ずつ評価損として計上)が、会社の製品の収益性の低下の実態に即した合理的なものか検討していない。
- また、親会社とビジネスが異なる子会社についても、親会社と同じ製品評価基準を採用していることの合理性を検討していない。

会計上の見積りの監査(事例)

(事業計画等の合理性の評価)

- 被監査会社は、債務超過の子会社に関して、利益を計上していた他の会社を吸収合併したことや、翌期より被監査会社との取引条件を変更する予定であることから、翌期の事業計画において黒字化が見込まれているため、当該子会社に対する債権につき貸倒引当金を計上していない。これに対し監査チームは、当該子会社が被合併会社から引き継いだ事業について合併後も利益計上可能かどうかや、被監査会社との取引条件変更の実現可能性など、事業計画の達成可能性を検討していない。
- 被監査会社は、中期経営計画における税引前当期純利益を基礎として算定した翌1年分の課税所得見込額に一定の掛け目を乗じた金額で繰延税金資産を計上している。しかしながら、監査チームは、繰延税金資産の計上額がその算定資料と一致していることを確かめているのみで、翌期の税引前当期純利益の達成可能性、申告調整の内容及び掛け目の妥当性につき検討していない。

財務諸表監査における不正

- 前事務年度(平成27年度)は、不正会計事案に対する検査を多く行ったことなどから、不正に関する不備を多く指摘した
- 当事務年度(平成28年度)は、不正に関する不備の数は減少しているものの、引続き社会的に関心の高いテーマであり、審査会検査でも不正については、重点的に検証している
- 大手監査法人、中小監査事務所問わず発生
- 当事務年度においては、発見した虚偽表示に対する不正リスクの評価、不正リスクに対する監査証拠の十分性、不正を示唆する状況下での追加手続の実施などで不備を指摘している

財務諸表監査における不正（事例）

（不正リスクに対する監査証拠）

監査チームは、被監査会社の売上高全体に対して、収益の架空計上リスクを不正による重要な虚偽表示リスクとして識別し、国内売上高について請求書控及び精算書と照合し、輸出売上高についてインボイスと照合している。しかしながら、当該証憑は被監査会社が作成したものであり、監査チームは売上高全体の架空計上リスクに対応する、より適合性が高くより証明力の強い監査証拠を入手していない。

財務諸表監査における不正（事例）

（発見した虚偽表示に対する不正リスクの評価）

被監査会社において、代金は前払いで受領しているが顧客への商品の引渡しが完了していないものを売上計上していた事実が判明した。これを受けて監査チームは同社の執行役員より、このような会計処理を行うこととなった経緯として、以下の事項を聴取した。

- ア 代表取締役社長から全従業員に向けて月次売上高目標の必達を促すメールが発信されていたこと
- イ 店舗を統括する責任者から全店に対し、前受金を売上計上する具体的な方法がメールにより周知されていたこと

しかしながら、監査チームは、このような状況が不正による重要な虚偽表示を示唆する状況に該当するかを十分に評価することなく、誤謬による虚偽表示であると判断していた。

財務諸表監査における不正（事例）

（不正による虚偽表示を示唆する状況への対応）

監査チームは、売上の監査手続において、売掛金の残高確認状に多額の差異があり、かつ、長期滞留している状況に鑑み、当該売上について不正による重要な虚偽表示を示唆する状況であると識別している。

これに対して監査チームは、経営者への質問や資料の閲覧等の監査手続を実施しているものの、資料の中に経営者の説明内容と矛盾する記載があったにもかかわらず追加手続を実施していない。

検査官として

- ・監査チームは、人数が多ければ良いというわけではない。
- ・監査人には、(本社だけでなく)なるべく現場にいてもらう。
- ・会社の経理担当のリソース不足が、監査に影響を与えるケースが増えている。
- ・ノンコアビジネスや海外に係る不正リスクについて、監査人がどう対応しているか確認する(グループ監査体制等の質問を通じて)。
- ・会社の内部・外部通報制度がしっかり機能しているか、監査人は当該通報制度を理解し内容を把握しているか(不正リスク)。監査法人の外部通報制度は有効か確認する。